

新富町公告第47号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画（以下、地域計画という）を策定したので、同条件第8項の規定により公告する。

令和7年3月31日

新富町町長 小嶋 崇嗣



記

1 地域計画を作成した地区

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| (1) 三財原地区 | (2) 十文字地区 | (3) 祇園原地区 | (4) 北原牧地区 |
| (5) 大持田地区 | (6) 越馬場地区 | (7) 西五反田地区 | (8) 東五反田地区 |
| (9) 大渕地区 | (10) 新馬場地区 | (11) 三納代地区 | (12) 弁指地区 |
| (13) 浜田地区 | (14) 横江地区 | (15) 田中地区 | (16) 下城元地区 |
| (17) 上城元地区 | (18) 下今町地区 | (19) 上今町地区 | (20) 末永地区 |
| (21) 舟津地区 | (22) 成法寺地区 | (23) 芝原地区 | (24) 瀬口地区 |
| (25) 柳瀬西地区 | (26) 柳瀬地区 | (27) 軍瀬地区 | (28) 江梅瀬地区 |
| (29) 鬼付女地区 | (30) 川床地区 | (31) 西畦原地区 | (32) 東畦原地区 |
| (33) 北畦原地区 | (34) 黒坂地区 | (35) 湯風呂地区 | (36) 溜水地区 |
| (37) 七又木地区 | (38) 平伊倉地区 | (39) 湯之宮地区 | (40) 富田町地区 |
| (41) 上日置地区 | (42) 追分地区 | (43) 日置田地区 | (44) 大和地区 |
| (45) 新田西地区 | | | |

2 縦覧場所

新富町役場 農地管理課